

平成 29 年度

事業者番号

0469

事業所番号

013002

事業所の地球温暖化対策計画・実施状況報告

1 事業所の概要

(1) 事業所種別

事業所種別	C 平成20年度以降の3か年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては、当該年度を除く3か年度)連続して、年間原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所(他の事業所の一部(区分所有部分、テナント部分等)である事業所は除く)
C	

(2) 事業所及び事業内容

事業所名	トーヨーケム株式会社 川越製造所	
事業所所在地	市区町村	川越市
	字・地番	大字中福286番地
産業分類名(中分類)	化学工業	
分類番号(中分類)	16	
事業活動の概要	事業内容 従業員数等	事業内容:塗料、粘接着剤、合成樹脂、塗工材料及び着色剤に関わる製品の製造

2 事業所の温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 第2計画期間の削減目標

計画期間		27	年度	～	31	年度
削減目標	エネルギー起源CO <sub>2</sub> (必須)	・基準排出量(24,553t-CO <sub>2</sub> )に対して、第二期削減期間の5年平均で、約13%以上を削減する。				
	その他ガス					
エネルギー起源CO <sub>2</sub> の削減目標の概要	排出可能上限量 (計画期間合計)	106,805	t-CO <sub>2</sub>			
	削減目標量 (計画期間合計)	15,960	t-CO <sub>2</sub>			
				事業所区分	第2区分	

(2) 第3計画期間の削減目標

計画期間			年度	～		年度
削減目標	エネルギー起源CO <sub>2</sub> (必須)					
	その他ガス					

## 3-1 事業所の温室効果ガス排出量

## (1)原油換算エネルギー使用量の推移

原油換算エネルギー 使用量(kL)	計画期間				
	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
	7,797	8,151			

## (2)計画期間の温室効果ガス排出量の推移

 CO<sub>2</sub>換算(t-CO<sub>2</sub>)

		計画期間				
		27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		15,638	16,438			
その他 ガス	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>					
	メタン					
	一酸化二窒素					
	ハイドロフルオロカーボン					
	パーフルオロカーボン					
	六ふっ化いおう					
	三ふっ化窒素					
温室効果ガスの合計		15,638	16,438			

 (3)計画期間の温室効果ガス排出量原単位の状況(エネルギー起源CO<sub>2</sub>)

 CO<sub>2</sub>換算(t-CO<sub>2</sub>/指標)

				計画期間				
				27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量原単位				0.2370	0.2351			
活動規模の指標	○	生産量	t/年	65,988	69,932			

3-2 温室効果ガス削減目標に係る状況

(1) 基準排出量

基準排出量	24,553	t-CO <sub>2</sub> /年
基準排出量検証	基準年度検証実施済	

(2) 基準排出量の変更

変更年度		変更量	
変更年度		変更量	
変更年度		変更量	

(3) 目標削減率

目標削減率の区分	第2区分
----------	------

(4) 削減計画期間

27	年度から	31	年度まで
----	------	----	------

(5) 年度ごとの状況

		27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	削減期間 合計	
基準 排 出 量 等	基準排出量(A)	24,553	24,553	24,553	24,553	24,553	122,765	
	トップレベル認定							
	目標削減率(B)	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%		
	排出上限量 (C = ΣA-D)							106,805
	排出削減目標量 (D = Σ(A×B))							15,960
実績	エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量(E)	15,638	16,438				32,076	
	排出削減量 (F = A - E)	8,915	8,115				17,030	
特例	高効率設備の 算定量(※)							

※ 算定を希望する場合のみ記入する。別途、算定資料(任意様式)を添付すること。

(6) エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

事業所の3大事業のひとつであるフィルム事業で高機能性フィルム市場に本格参入のため、塗加工設備・建屋(空調式クリーンルーム付帯)をH27年8月新設。今年度下期より本格稼働となり排出量が増加した。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の計画及び実施状況

No	対策の区分			対策概要	実施年度	推計削減量(t) (一年度当たり)
	区分番号	区分名称				
		大区分	中区分			
1	490200	その他	49_その他の削減対策	廃溶剤を蒸留精製し副生液を製造。蒸気ボイラー燃料として併用し重油を削減。	H26以前	1,500
2	340500	発電専用設備、コージェネレーション設備	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	コージェネレーションシステム排熱利用(蒸気、温水、冷水発生)による重油削減。	H26以前	1,000
3	320300	ボイラー、工業炉、蒸気系統、	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	蒸気配管・バルブ類の保温材補修。ドラム加温槽からの蒸発防止策実施。	H26以前	230
4	329900	ボイラー、工業炉、蒸気系統、	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	蒸気吸収式冷凍機の温度制御変更による蒸気と電力使用量削減。	H26以前	130
5	329900	ボイラー、工業炉、蒸気系統、	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	熱媒ボイラー A重油から都市ガスへの燃料転換。	H26以前	135
6	380700	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明機器の水銀灯からLEDランプへの変換。	H27年度	70
7	360700	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	クリーンルームの空調設備の運転条件見直し	H28年度	37
8	380700	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	街灯照明のLED化。	H28年度	10
9	360700	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	空調機の省エネ運転	H28年度	90
10	380700	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明機器の水銀灯からLEDランプへの変換。	H29年度	125
11	329900	ボイラー、工業炉、蒸気系統、	32_ボイラー・工業炉・蒸気系統・熱交換器等に係るその他の削減対策	蒸気配管・バルブ類の保温材補修。ドラム加温槽からの蒸発防止策実施。	H29年度	50
12	340500	発電専用設備、コージェネレーション設備	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	排ガス処理設備の排熱回収・有効利用。	H30年度	50
13	380700	照明設備	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明機器の水銀灯からLEDランプへの変換。	H30年度	50
14	360700	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	チラーユニット・空調機器の更新	H30年度	30
15	360700	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	高効率コンプレッサーへの更新。	H31年度	30

※ 入力欄が足りない場合は、シートの様式を変更せずに、同様式の別ファイルを作成して提出してください。

## 5 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価

(※希望者のみ記載)

## 自由記述欄

## 1. ISO14001の取得

当工場では、1997年2月にISO14001を認証取得し、エネルギー使用量の削減、地球温暖化対策や廃棄物の削減などに取組んでいます。

また、製品面でも水性化、脱VOC、脱塩化ビニル、リサイクル性などを考慮した環境調和型製品の開発を行っております。

## 2. 社会・環境活動報告書

1999年より、社会・環境活動報告書を作成し、事業活動を開示しております。

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/csr/reports/backnumber.html>

## 3. 環境活動報告書

・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づき、行政に報告した内容を開示しております。

・埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、東洋インキグループは特定事業者として地球温暖化対策計画を埼玉県に提出し、GHG検証(基準年と削減実施2ケ年度分)の取得おこないました。同条例第15条の定めにより、報告書の公開部分をPDFで開示しております。

<http://schd.toyoinkgroup.com/ja/csr/reports/performance.html>

## 4. 環境コミュニケーション

当製造所では、地域住民・企業・行政(埼玉県、川越市)など、さまざまな関係者(ステークホルダー)との間で、環境保全(化学物質、排出ガス、排水処理、省エネ対策、土壌改良、安全、防災管理体制等)への取組みや環境負荷に関する情報などについて、受発信や対話を行い不安を解消する様、埼玉県では先駆けて2002年度より毎年実施し意見交換をおこなっております。埼玉県のHPでも紹介されております。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kankyou-communication/kc-jirei.html>